# 大津市会計年度任用職員募集要項

【職種:一般事務2種 戸籍住民課】

令和7年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは 一般職の地方公務員で、採用されると服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

- 1 募集人数 1人(週35時間勤務)
- 2 募集職種 一般事務2種 戸籍住民課
- 3 業務内容

戸籍住民課が所管する業務全般について

- (1) 戸籍および住民基本台帳に関する事務における受付、審査および手数料徴収等の業務
- (2) 専門性の高い窓口・電話対応業務、起案作成・予算執行管理・文書整理等業務
- (3) システム・パソコンを使った入力作業及び資料作成業務
- (4) 課内庶務業務
  - ※ 業務によっては公用車の運転をしていただくことがあります。

応募資格として運転免許証は必須ではありません。

【業務内容の変更範囲】: なし

#### 4 募集対象

- (1) パソコン (ワード・エクセル) の操作が行えること
- (2) 窓口や電話等における接遇応対業務に従事可能であること
- ◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張 する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 5 応募受付期間

令和7年10月31日(金)から令和7年11月11日(火)午後5時まで

#### 6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状 (ハローワークを通じて応募される場合)
- ②写真を貼付した履歴書
- ※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範

囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

【連 絡 先】大津市 市民部 戸籍住民課 「会計年度任用職員採用担当者」まで 電話番号:077-528-2702

## 7 選考日時及び選考会場

令和7年11月13日(木)10時00分から

※集合場所:市役所 本館1階 戸籍住民課 6番窓口に集合

集合時間:9時45分

## 8 選考方法

面接試験

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

#### 9 結果の発表

受験者本人宛に、11月19日(水)頃に、合否通知を文書で発送します。

## 10 勤務条件

| 任用期間 | 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで                          |
|------|---|
|      | 採用後 1 ヶ月(実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長)は条件付採用とし、 |
|      | 良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。                          |
| 再度の  | ■ 原則あり □ 原則なし                                   |
| 任用   | (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)       |
| 勤務地  | 大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁 戸籍住民課                        |
| 勤務地  |   |
| 変更の  | なし  |
| 可能性  |   |
| 勤務日  | 週5日(月曜日~金曜日)                                    |
| 休日   | 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)                |
| 休暇   | 年次有給休暇 1年目3日(任用期間に応じて付与)                        |
|      | 特別休暇あり (要件あり)                                   |
| 勤務時間 | 週35時間勤務(1日7時間×週5日)休憩60分                         |
|      | ※8時40分~17時25分の時間内で7時間勤務のシフト制                    |
| 基本給  | 週35時間勤務 月額197,887円 ~ 222,106円                   |
|      | ※本市職員としての経歴に応じて決定します。                           |
| 諸手当  | 通勤手当相当(片道 2km 以上の場合、上限月額 55,000 円)、時間外勤務手当相当    |
|      | が要件により支給されます。                                   |
| 社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険                                |
| 災害補償 | 公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり                      |
| 服務   | 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。                |
|      |   |

|     | 営利企業への従事(兼業)は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜   |
|-----|--|
|     | 行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。(兼業先との所定  |
|     | 勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがある |
|     | ため、認められません。)                           |
| その他 | · 給与等支給日: 当月20日                        |
|     | ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めると   |
|     | ころにより変更します。                            |